

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
10月16日
(火曜日)

目 次

○規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（学事文書課）……………

山口県消費生活審議会規則の一部を改正する規則（県民生活課）……………

山口県苦情処理委員会規則を廃止する規則（県民生活課）……………

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則（厚政課）……………

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則（医療政策課）……………

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（医務保険課）……………

理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則の一部を改正する規則（医務保険課）……………

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十五号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正す

る。

第三百一条第二号ロ(1)の表中

山口県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務	県民生活課
山口県消費者苦情処理委員会	消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情の調停に関する事務	県民生活課

を

山口県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する重要事項についての調査及び審議並びに消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情の調停に関する事務	県民生活課
------------	--	-------

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成二十八年山口県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「別表教育委員会の項」を「別表教育委員会の項第四条」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の三条を加える。

（条例別表教育委員会の項第一号の規則で定める事務）

第五条 条例別表教育委員会の項第一号の規則で定める事務は、減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

（条例別表教育委員会の項第二号の規則で定める事務）

第六条 条例別表教育委員会の項第二号の規則で定める事務については、第二条の規定を準用する。

(条例別表教育委員会の項第三号の規則で定める事務)

第七條 条例別表教育委員会の項第三号の規則で定める事務については、第三条の規定を準用する。

第二條 (見出しを含む。) 中「別表知事の項」を「別表知事の項第三号」に改め、同條を第四條とする。

第一條の次に次の二條を加える。

(条例別表知事の項第一号の規則で定める事務)

第二條 条例別表知事の項第一号の規則で定める事務は、受給資格の認定の申請に係る事実及び当該認定を受けた者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第三條第二項第三号に規定する保護者等に相当する者をいう。)の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務とする。

(条例別表知事の項第二号の規則で定める事務)

第三條 条例別表知事の項第二号の規則で定める事務は、支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県消費生活審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十七号

山口県消費生活審議会規則の一部を改正する規則

山口県消費生活審議会規則(昭和五十五年山口県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第八條を第十條とし、第七條を第九條とし、第六條を第八條とし、第五條の次に次の二條を加える。

(専門委員)

第六條 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 第二條第二項(第一号及び第四号に限る。)の規定は、専門委員について準用する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

る。

(部会)

第七條 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第五條の規定は、部会の会議について準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

附 則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。

山口県消費者苦情処理委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十八号

山口県消費者苦情処理委員会規則を廃止する規則

山口県消費者苦情処理委員会規則(昭和五十五年山口県規則第四十五号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十九号

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年山口県規則第五十二号)の一部を次の

ように改正する。

第一条中「福祉ホーム」の下に「、介護老人保健施設、介護医療院」を加え、「若しくは短期入所療養介護」を「、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護」に、「指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護を行う施設、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護」を「指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設、指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設、第一号通所事業」に改め、「指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護を行う施設、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設、指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設」及び「、介護老人保健施設」を削り、「又は訪問入浴介護を行う事業」の下に「、第一号訪問事業」を加え、「介護予防訪問介護又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八十号

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則（昭和六十年山口県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に、「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第二条中「、厚生労働大臣」を削り、「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

別記第一号様式中

年	月	日	電話	局	番
			性別	男	女
			姓	氏	名

を

年	月	日
---	---	---

に改める。

別記第二号様式中

収入	印	紙	は	り	欄
付	け	け	を	付	け

に

「連帯保証人

郵便番号 住所 氏名 郵便番号 住所 氏名 氏名 (電話)

を

「連帯保証人

住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 (電話)

に改める。

別記第四号様式中

返	還	総	額
---	---	---	---

を

返	還	総	額	金	円
---	---	---	---	---	---

に改める。

別記第五号様式中

所	在	地	名	称	従	事	期	間
					年	年	月	月
					年	年	月	日
					年	年	月	日

を

	年 月 日から
	年 月 日まで

名 称	従 事 期 間
	年 月 日から
	年 月 日まで
	年 月 日から
	年 月 日まで

「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第八十一号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、同項第一号イ中「、総務省」及び「、財務省、林野庁」を削り、同号ロ中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（療養病床に係る既存の病床数の算定の基準）

2 条例附則第二項の入所定員数の基準は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の

病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数とする。

附則第三項を削る。

附則第四項の前の見出しを削り、同項中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第二百二十三号）」を加え、「第五条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、同項を附則第三項とし、同項の前の見出しとして「（看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数に関する経過措置）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までに、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第五項中「医療法施行規則」の下に「（昭和二十三年厚生省令第五十号）」を加え、「第五条第一項第二号ただし書」を「第四条第一項第二号ただし書」に改める。

附則第六項中「第五条第二項第一号」を「第四条第二項第一号」に改める。

附則第七項中「第五条第二項第一号」を「第四条第二項第一号」に改め、「この項において」を削る。

附則第八項を次のように改める。

8 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までに、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事等に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第八十二号

理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則（昭和六十年山口県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第一条の二」を「第一条の五第一項」に、「及び」を「又は同条第二項に規定する」に改め、同項第二号中「第七条第二十二項」を「第八条第二十八項」に改め、「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第八十三号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「できる」を「でき、第一項第二号口の主任生活相談員に係る専らその職務に従事する常勤の者の員数は、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で一以上とする」に改め、同条第七項中「サテライト型養護老人ホーム」の下に「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第七十三条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第六十七条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十年十月十六日印刷

発行人所

山口県知事